

平成26年第2回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成26年6月11日）

---

（午前9時58分 開会）

開会・開議宣告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいまから、平成26年歌志内市議会第2回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番梶敏さん、5番原田稔朗さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から6月13日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案9件、諮問1件、報告3件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成26年第1回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

## 報 告 第 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 報告第3号平成25年度歌志内市繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

おはようございます。

報告第3号の平成25年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

報告第3号平成25年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

次ページをお開き願います。

平成25年度歌志内市繰越明許費繰越計算書、これは平成26年第1回定例会において補正しました繰越明許費の繰越計算書についての報告であります。

1、一般会計。

3款民生費1項社会福祉費、事業名障害者自立支援給付支払等システム整備事業、金額35万7,000円。これは、障害者総合支援法改正に伴うシステム改修について、国の障害者総合支援事業費補助金を受けて実施するものであり、事業の完了を本年8月に予定していることから、事業費全額を繰り越したものであります。

9款1項とも消防費、事業名全国瞬時警報システム整備事業、金額531万3,000円。これは、全国瞬時警報システムJ-ALERTの自動起動装置整備事業について、北海道の防災情報通信設備事業交付金を受けて実施しようとするものであり、事業の完了を本年9月に予定していることから、事業費全額を繰り越したものであります。

10款教育費5項社会教育費、事業名公民館非常用発電機取替工事、金額1,344万6,000円。これは、公民館の非常用発電機が故障し、復旧のため取りかえ工事を実施するものであり、工事の完了を本年9月に予定していることから、事業費全額を繰り越したものであります。

以上で、報告第3号平成25年度歌志内市繰越明許費繰越計算書についての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第3号は、報告済みといたします。

## 報 告 第 4 号

○議長（山崎数彦君） 日程第5 報告第4号平成25年度歌志内市事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第4号の平成25年度歌志内市事故繰越し繰越計算書について御報告いたします。

報告第4号平成25年度歌志内市事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

次ページをお開き願います。

平成25年度歌志内市事故繰越し繰越計算書。

1、一般会計。

4款衛生費2項清掃費、事業名旧埋立処分場改修事業、支出負担行為額2,497万9,500円。これは、昨年9月に発注しました旧埋立処分場擁壁の一部崩壊に伴う改修工事ではありますが、土質検査の結果、判明時期の遅延による工期延長、並びに例年以上の大雪と低温による工事の一時中断により、工事の完了を本年7月に予定していることから、支出負担行為額2,497万9,500円のうち1,304万5,000円を繰り越したものであります。

以上で、報告第4号平成25年度歌志内市事故繰越し繰越計算書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第4号は、報告済みといたします。

## 報 告 第 5 号

○議長（山崎数彦君） 日程第6 報告第5号株式会社歌志内振興公社第31期事業報告及び第32期事業計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第5号株式会社歌志内振興公社第31期事業報告及び第32期事業計画について。

株式会社歌志内振興公社第31期事業報告及び第32期事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり御報告するものでございます。

1ページをお開き願います。

第31期事業報告概況であります。

（1）高齢者健康センター「うたしないチロルの湯」事業についてであります。市の主要観光拠点として位置づけられている施設を譲り受け、「健康」「温泉」「食」をテーマとして、利用者の利便性向上と集客増加を目指し運営に取り組んでまいりました。

今期におきましては、施設の老朽化に対応すべく、市から観光施設活性化推進事業として支

援を受け、浴室を中心とした大規模改修事業を行うとともに、リニューアル後の集客増を図るため、接客の向上はもとより各種イベントを実施してまいりました。

これらにより、入館者を初め宿泊やレストラン部門でも一日平均利用者の増が図られ、さらに燃料費の高どまりによる影響は非常に大きいものの、館内照明のLED化による電気料等、水道光熱水費の軽減化が図られております。

しかし、大規模改修事業の工事費に係る消費税相当額の負担並びに送迎バス故障に伴う車両リース料やボイラー整備に係る修繕費などの経費がふえるなど、結果として経営の安定化には結びつかなかったものでございます。

なお、アリーナチロルは休館予定でありましたが、市からの要請、支援を受け、10月より市民の使用料を無料として継続開館しております。

次に、利用状況ですが、6月から約2カ月間休館する中、入館者は10万6,186人で、前年比4,526人の減、宿泊者は4,315人、前年比749人の減となっておりますが、一日平均利用者数では、入館者で17.1%、宿泊者で0.4%それぞれ前年を上回っており、リニューアル効果のあらわれと判断しております。

次に、(2)社員等に関する事項であります。平成26年3月31日現在の社員等の内訳は、正社員4人、臨時社員13人の計17人でございます。

次の(3)事業収支に関する事項につきましては、後ほど御説明いたします。

2ページに参りまして、(4)の庶務事項につきましては、株主総会を1回、取締役会を7回開催し、記載の案件をそれぞれ処理したところでございます。

次に、4ページに参ります。

第31期(平成25年度)株式会社歌志内振興公社貸借対照表でございます。

初めに、資産の部ですが、流動資産は1,351万954円、固定資産は2億3,809万5,238円で、資産合計は2億5,160万6,192円でございます。

負債の部につきましては、流動負債が2,642万236円で、負債合計も同額でございます。

純資産の部につきましては、株主資本が2億2,518万5,956円で、純資産合計も同額でございます。

よって、負債・純資産合計は2億5,160万6,192円となります。

次に、5ページに参ります。

第31期(平成25年度)株式会社歌志内振興公社損益計算書でございます。

売上高は9,812万3,313円で、売上原価は、売店等の商品繰越であります期首棚卸高83万3,753円と食材等の仕入高2,001万2,981円の合計2,084万6,734円となり、棚卸資産であります期末棚卸高の69万4,592円を差し引いた2,015万2,142円となったことから、売上総利益金額は7,797万1,171円となります。

これから販売費及び一般管理費の1億2,227万1,815円を差し引いた4,430万644円が営業損失となり、これに営業外収益である受取利息944円と、市からの各種補助金等であります雑収入1億7,759万6,997円を加え、ここから営業外費用の支払利息割引料を差し引いた結果、1億3,320万5,121円が経営利益となります。

なお、本期は大規模改修工事を行ったことから、この費用につきまして会計処理上、特別損失の圧縮損として1億4,443万6,000円を計上したところであり、これにより税引前当期純損失は1,123万879円となり、これに法人税等充当額32万2,000円を加え、1,155万2,879円が当期純損失となりました。

次に、6ページの販売費及び一般管理費でございますが、これにつきましては説明を省略させていただきますが、次ページに販売費及び一般管理費の決算状況として、前期30期と今期31期を対比した決算内容につきまして、税込額の資料を加えて報告させていただきますので、お目通し願います。

人件費関係は、給与手当から福利厚生費までの3,595万8,574円で、前期比27万1,685円の減となっております。

次に8ページに参ります。

8ページの株主資本等変動計算書でございますが、資本金につきましては4,200万円で変動がなかったことから、当期末残高も同額となります。

資本剰余金につきましても変動がありませんので、2億5,000万円が当期末残高となります。

利益剰余金につきましては、当期首残高マイナス5,526万1,165円に当期純損失の1,155万2,879円を加えた当期末残高がマイナス6,681万4,044円となり、この結果、株主資本合計並びに純資産合計は前期末残高2億3,673万8,835円、当期変動額合計マイナス1,155万2,879円で、当期末残高は2億2,518万5,956円となりました。

9ページの監査報告につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、第32期の事業計画について御説明申し上げます。

1ページをごらん願います。

第32期（平成26年度）株式会社歌志内振興公社の事業計画は、次のとおりとする。

1、基本方針は、市民の健康増進と憩いの場並びに交流施設としての役割を果たすため、「健康」と「温泉」、「食」をテーマとした各種事業を積極的に展開するとともに、道の駅やスキー場、郷土館等との連携を図りながら、地域の中心的な観光施設として交流人口の増に努めるなど、引き続き経営安定化に努め、地域経済の振興と住民福祉の向上に寄与してまいります。

なお、今期は昨年実施した施設のリニューアル効果を維持するため、接客の向上はもとより、新規イベントの実施等により魅力ある施設づくりを進め、より一層の利用者増に努めてまいります。

2、部門別事業計画等の概要ですが、（1）温泉（日帰り）事業につきましては、浴室内の維持管理及び清掃に努め、常に清潔な状態を保つよう、衛生管理の徹底を図ってまいります。

また、特色あるイベントの実施や近隣温泉施設との交流事業など、新たな集客事業に取り組み、利用者の確保に努めてまいります。

（2）宿泊事業につきましては、地場産品、道産食材を多く使った季節感のある安心で安全な料理の提供に努めるとともに、廉価な価格設定により団体、ビジネス客等の確保に努めてまいります。

（3）レストラン・宴会事業につきましては、昨年のリニューアルで新たに設けた料理を初め、常に利用者の嗜好を考慮したメニュー構成を心がけ、さらに宿泊事業と同様、地場産品、道産食材をメインとした新たなメニューの提供に努めてまいります。

また、地場産品普及啓発事業（家庭で楽しむ空知の食材）における参加者からのアンケート結果を踏まえながら、料理の質の向上を目指してまいります。

（4）多目的アリーナ事業につきましては、昨年、市からの要請、支援を受け継続開館しており、引き続き冬期間の管理経費節減に努めながら、利用者に満足される施設づくりに努めて

まいります。

3、収支計画につきましては、次ページにありますように、事業収益は、営業収益1億3,751万8,000円、営業外収益2,509万5,000円の合計1億6,261万3,000円で、事業費用の営業費用は1億6,235万9,000円を予定予算とし、3ページにその予算実施計画並びに説明書として、収入及び支出の内訳を科目ごとに税込みであらわしておりますので、お目通し願います。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 10件ばかり質問をさせていただきます。簡単なことばかりだと思いますので、昨年同様、答弁できませんというようなことはないと思いますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

まず、1ページの利用状況の中で、入館者が10万6,186人、宿泊者が4,315人となっておりますけれども、わかれば市内外の内訳をお伺いしたいと思います。

2番目でございます。

25年6月6日に取締役及び定時株主総会を行っておりますが、今さらちょっと伺うのはおかしいのですけれども、株主は誰になっていて、株主名簿はどのようになっているのかお伺いをいたします。

それから3番目、4ページの固定資産の有形固定資産額が2億3,809万5,238円となっておりますけれども、31期では、皆様御承知のとおり、大体1億五、六千万円を投じてリニューアルをしております。そこで、固定資産の評価額はなぜ上がらないのか。もし、上がらないとすれば、その理由をお伺いしたいと思います。

同じく4ページの負債の部でございますけれども、これは初めてだと思うのですけれども、ここに短期借入金の1,200万円というのがございます。この1,200万円は短期ですので、いつ借りていつ返すのか。恐らく短期ですから、期間が何カ月かと決まっていると思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

それと、この1,200万円に対する利率は幾らなのかをお伺いをしたいと思います。

それから、資産の部ですか、資本剰余金の2億5,000万円は5,000株と考えていいのか。剰余金とするならば、現金はどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。

同じく、4ページの純資産部の資本金4,200万円は、840株の分と理解をしていいのか、それをお伺いをいたします。

それから、先ほどちょっと提案理由の説明にもありましたけれども、5ページの特別損失中の圧縮損1億4,443万6,000円とはどのような損失として理解していいのか、改めてお伺いをいたします。

それから、当期純損失金が1億1,552万879円とありますけれども、たしか2月の常任委員会だったと思いますけれども、私、これ毎年赤字になるものですから心配ですので、25年度の赤字はどのぐらいになるのですかという質問をした経緯がございます。そのときの答弁では、今、2月なので見通しとしては300万円ぐらいですと。ただし、何かかにかあるので若干ふえると思いますと、このような答弁がございました。

そこでお伺いをしたいのですけれども、ベテランの職員でございますので、2月の段階で300万円からちょっとふえるかもしれないというような答弁ですけれども、1,100万円ということになると、ちょっとという程度という理解は私にはできないのですけれども、何か特

別な理由があるのか。あるいは、数字の計算のあれがその時点でできていなかったのか。答弁を聞くと、自信を持ってそういう答弁がありましたので、お伺いをいたします。

それから、9ページの監査報告で、監査役が松井さんになっておりますけれども、この就任の年月日はいつなのかをお伺いをいたします。

それから、32期の事業計画と予算ですけれども、細かいことは聞きません。昨年もかなり細かいことを聞いて、なかなか答弁がもらえなかった経緯もございます。それで、総体的にお伺いしますけれども、事業計画では、接客の向上はもとより、新規イベントの実施等により云々、それで2の部門で、特色あるイベントの実施ということで書いてありまして、予算を見ますと促進費が70万円、イベント、それから祭日事業等と書いてあるのですけれども、これはちょっと中身がわからないのですけれども、どんなイベントを予定して、予算はこのうち70万円のうち何ぼ使うのかなというようなことをお伺いしたいのです。

それと、総体的に去年も相当やりとりをいたしました、この予算で。そして、去年もこの予算を見ますと、たしか54万7,000円の収入支出を差し引きの黒字ということで出ているのですね。それで、私は本当にこの予算でいいのですかと何回も念を押して聞いたはずなのですよ。答弁はそのとおりでございました。

そこで、今年度もそうなのですけれども、この収支を見ますと25万4,000円の黒字ですよと出ています。本当に間違いないのか。去年も、繰り返しますけれども、54万7,000円の黒字だということで決算を見てみると、先ほど申しましたように1,100万円の赤字なのですよ。ですから、私は、議会に提案をする予算でございますので、この予算で本当にやっていけるのなら問題ありません。その辺をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） ただいま原田議員からの御質問に対して、お答えさせていただきたいと思っております。

まず最初に、施設の利用者の関係で、入館者と宿泊者の市内外の区分けでありますけれども、その分けにつきましては現状把握してございません。

それから、2つ目の昨年6月6日の定時総会取締役会のときの株主、それから取締役の名前ということでございますけれども、株主の名前につきましては歌志内市でございます。それから、取締役ににつきましては、村上市長、岩崎副市長、それから渡部総務課長、虻川市民課長、柴田建設課長、それから産業課長でありました佐藤課長ということでございます。

次に、固定資産の関係でございますけれども、これにつきましては、内部改修、外観も行いましたけれども、償却資産に係る入れかえ等が行われなかったことから、この部分の金額的には変更がなかったということでございます。

次に、1,200万円の短期借入の関係でございますが、借り入れを行ったのは10月でございます、返済は2月に行っております。なお、利率につきましては0.677%の年利でございます。

それから、次に、資産の部の資本剰余金の関係でございますが、2億5,000万円が5,0

00株ということになるのかということですが、これにつきましては、申しわけありません、まず、現金となってあるのかどうかということですが、これにつきましては、現状、現金はないということですが、資本金の4,200万円につきまして、これが840株ということかということにつきましては、そのとおりでございます。

それから、次に、圧縮損の関係でございますけれども、1億5,000万円の改修を行ったところでございます、この部分につきまして、圧縮損は固定資産税と同様、その部分計上し、落としているということになってございます。

それから、1,155万2,000円等の今期の純損失の関係でございますが、2月の行政常任委員会の中で300万円を若干上回るぐらいの損失にとどまるのではないかという発言があったと。この件につきましては、まず、1点といたしましては、燃料費1回分の約350万円の部分が、当初この時点で予測していたよりも多く給油し、支払うことになったということでございます、あともう1点は、未収入金として750万円分が、未収入金のうちの750万円ほどが建物大規模改修を行った際に係る消費税の還付金ということで、税理士さんのほうにも確認をしたところ、ことし6月、もしくは7月にその部分が戻ってくるということになっております。その部分が説明の中に、行政常任委員会での説明の中で落ちていたものでございまして、差額が生じてしまったということでもあります。

それから、9ページの監査役の就任ということですが、5月22日に行いました定時株主総会で就任しているところでございます。

次に、第32期、今期の新規イベントの関係でございます。

新規のイベントがどのようなものがあるのかということですが、まずイベントということにはならないかもしれませんが、まずイベントのカレンダーというものをつくってみて、それを事前に、予定しているイベントカレンダー方式で利用者に周知することで入館者の増を図りたいと。

それから、火曜、木曜日に関しては、市内送迎バスの運行がなく、利用者が減になっていると。これを解消するために、水曜日と同様、入館者に対するスタンプ2倍、それからレストランメニューを10%割引きということの、とくとくサービスデーというものを、このゴールデンウィーク明けからスタートしているということでございます。

さらに、近隣の温泉施設との交流事業ということで、浦臼町、また新十津川町にある温泉施設と連携しまして、ツアータイプの相互交流を図る事業を行って、新しい利用者を発掘したいという内容でございます。

それから、アリーナを活用する事業といたしまして、8月に納涼盆踊り大会ということで、やぐらを組んで、雨の心配のない中イベントを行いたいと。また、10月には空知管内の太鼓団体を招いて演奏会を開くというようなこと。それから、地元のグランドゴルフ協会、また、少年サッカークラブなどと協賛しての大会開催、こういったものも予定をされているところでございます。

また、予算として70万円を計上してございますけれども、一つ一つの事業に具体的なものというものがまだ煮詰まっておらず、それにつきましては喫緊に煮詰めてまいりたいというふうに考えております。

それから、最後の質問だったかと思っておりますけれども、予算について黒字と、前期と同じように若干の黒字ということで予算が組まれておりますけれども、これはどうなのかと。実際には赤字が発生しているのではないかと御質問だったかと思っておりますけれども、先ほど来お話し



しておりますが、売り上げといたしますか、入館者につきましてはリニューアル後、明らかに一日平均大体60人程度ふえております。この事業の根幹というのは、やはり日帰りの入浴客の数ではないかと、そのように考えております。

そのような中、一日60人ふえるということは、一日一人単価400円というふうな形で計算いたしましても相当額の増が図られるのだろうというふうに考えています。そういった部分を加味し、また、人件費関係につきましても退職者の不補充というようなこともあわせて経費の節減ということを考えてまして、できればといたしますか、黒字展開というふうに戻っていればいいなというふうな考え方で、こういった予算が組まれているものでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 答弁漏れありますか。

理事者答弁、平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 株主名簿につきましては、現在、株主、歌志内市のみでございまして、特段整備してございません。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 順次、再質問をさせていただきます。

ただいま株主については、歌志内市ということの答弁がございましたけれども、私、おかげさまで、議案33号だったかな、定款の変更、あれが提案されているので、全部が全部ではないですけれども、若干、会社法を勉強させていただきました。

それで、株主はもちろん歌志内市です、これは全額出資ですから。ですけれども、これは株主名簿というのは株主がいて、その人の住所、氏名を記入することになっているのですよね。それで、本当に今答弁がありましたように、株主は歌志内市でいいのか。私は、歌志内市長だれだれということで、住所、氏名が入るのではないかという気がするのですけれども、私の解釈が誤りなのか、私も会社法をもっと勉強してみないとわかりません、若干ちらっとしか勉強していませんので、その辺をもう一度お伺いします。

それから、固定資産の問題ですけれども、確かに修繕もあります。だけれども、中の風呂を壊したり、新しくつけたり、あるいは釜風呂をつけたりというようなことで、変わっていると思うのですよ。そうしますと、固定資産の評価が変わるのではないかということで質問をしたのですけれども、そういうことで本当にそれ変わらないのか、再度質問をさせていただきます。

それから、短期借入金ですけれども、そうしますと2月に返しましたよと。そうしたら、ここに決算だったかな、九十何万という利息がありますね、これが利子という考え方でいいのか。

それと、そうしますと、今年度26年度については、そういう事実が発生しないのか。やはり金繰りの関係があるので、どうかなという心配があるのですけれども、その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

それから、燃料費300万円が1,100万円になった関係なのですけれども、未収金があったよとか、それから燃料費が読めなかったよというような答弁だったと思うのですけれども、この燃料費というのは毎月毎月ではなくて、何カ月に何回か入れるということになるのか、その辺をもう一度お伺いをしたいと思います。

それから32期、今年度の事業計画ですね。それぞれイベントの御答弁がありました。それで、何かちょっと私の聞き間違いなのか、とくとくサービスとかという答弁ありましたね。これ、とくとくサービスというのは何なのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

それで、私の言わんとするのが、この細かい数字はいいのですよ。だけれども、本当に自信を持って、恐らく、確かに収入をはじくのは大変難しいと思うのです。入館者が何ぼいて、大人が、子どもが、あるいは宿泊者が何人いて、これは大変難しい計算をしなければならないと思うのですけれども、私が言うのは、総体的な予算で、この予算で、大体それは予算ですから若干違うことは当たり前のことなのです。ですけれども、本当にこれで自信を持ってできるのかということをお伺いしたいと思いますけれども。

以上でございます。

済みません、もう一つ。

私、なぜ、松井さんのを聞いたかといいますと、実は、登記簿謄本を見ますと、監査役は森脇さんと赤田さんになっているのですよね。それで、今、松井さんが監査を、5月22日に監査をやっているのですよ。それで、5月22日に就任して、22日に一年間の監査ができるのかなという疑問があるのです。

それと、先ほど申しましたように、登記簿謄本上、監査役が松井さんになっていないのですけれども、議会で提案するときに、この監査、松井さんが判こを押して議会で提案して、今後、今は問題ではないと思うのですけれども、会社として今後何かがあった場合に、本当にこういうことで責任が持てるのかと。私ちょっと疑問があるのですけれども、一年間の監査をやるとすれば、22日に就任して22日に監査なんて、僕はあり得ないという気がしています。その辺、もう一度、答弁をお願いします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） まず、最初の株主の名称でございます。

確かに議員おっしゃられるように、住所、氏名等を記入しなければならない部分でございます。私も古い書類をちょっとのぞいたところ、当時、昭和59年当時の発行している株券の中には、歌志内市長、当時森永さんという形で名前が載っておりまして、株主の名称についてどうなのかということで、司法書士さんのほうにちょっと確認をさせていただいた経過がありまして、あくまでも株主については歌志内市ということで、法人格を持っている歌志内市で構いませんと。市長というのは、法人格を持っている市の代表として事業執行を行っているという解釈ができることから、あくまでも歌志内市が株主という判断で構いませんというふうに、ちょっとお答えをいただいた経過がございますので、そのまま歌志内市でよろしいかと、このように思っております。

次に、固定資産の関係で、お風呂の内部改修等を行ったので、評価額が変わるのではないかとということでございますけれども、これにつきましては、先ほどの御答弁のとおり、例えばボイラーを入れかえるだとか、償却資産的なもので評価を変えざるを得ない、変わらざるを得ないということには、そういった形のところまでの工事を行っておりませんので、これにつきましても変更はないということで判断しているところでございます。

それから3番目、一時借入金でございます。

平成26年、今期についても借り入れは行わないのかと、予算的には乗っかっていないのではないのかということでございますけれども、実は、これにつきましては、本年5月末に若干の資金的なものの不足が懸念されておりますことから、余裕財源を確保するという意味も含めて、5月末に再度同じ1,200万円の借り入れが行われているところであります。

次に、燃料のA重油の給油のタイミングといいますか、これにつきましては、毎月のように、冬期間は特になりますけれども、毎月給油は行われております。昨年、平成25年度におきましては、6月と7月に行われない月がありましたけれども、それ以外の月につきましては

は、一度ないし二度の給油を行っているところでございます。

それから、次にイベントで、とくとくサービスということでございますけれども、先ほどもちょっと説明をさせていただきましたが、チロルの湯が月水金ということで市内送迎バスを運行しておりますけれども、このすき間の火曜、木曜日が入館者の減ということが大きな課題となっております。

この火曜、木曜日をどのようにしてお客様をふやそうかという観点から、水曜日に行っておりますスタンプを2倍にして、お客様に喜んでいただくと。それから、レストランの割引というようなことで、そういったことをやることで火曜、木曜日のお客様をふやしたいという形でのサービスであります。

それから、今年度の26年の予算の関係、自信を持ってこのとおりいくのかということの御指摘でございますけれども、平成25年度につきましても、例えば12月に送迎用の中型バスが故障して、現在修理を行っているような状況。その間は、レンタルバス、マイクロバスをレンタルした形で行っていると、こういった経過もありますし、さらに、燃料代につきましても、引き続き下がってくるような気配はなく、また、先日の新聞報道で、秋口にはまた電気料金の値上がりも予測されていると。こういった流動的な要素は含まれているところではありますけれども、先ほどお話しさせていただきましたが、やはり根幹となる入館者増というものを今後も維持することによって、予算どおりの執行というふうに持っていきたいと、このような考え方でございます。

それから、最後だったかと思えますけれども、監査役の関係でございます。

5月22日に定時株主総会の中で、新たな監査役が就任ということで、現状の登記簿の中では、前の財政課長と今の監査事務局長が監査役という形で登記されているところでございますが、現在、監査役以外の取締役につきましても、この5月22日の定時総会の中で変更を行っているものですから、それらについて議事録を作成し、司法書士のほうに法務局への登記手続を依頼しているところでございまして、今、手続中ということで御理解いただければと思います。

また、監査の実施につきまして、やはり一日ということでやっていただいたところでございますけれども、内容的にはやはりもっとしっかりとといったら語弊あるかもしれませんが、詳細について監査、帳簿等をしていただくような形で、より詳細に監査いただくような形で今後行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） まだ、いろいろ聞きたいことがありますけれども、どうせ33号で議案が出ますので、そちらのほうに回したいと思えますけれども、1点だけ。

先ほど言いましたように、株主、本当に歌志内市で間違いないのか。ということは、先ほど答弁もありましたように、今度、定款が可決されれば、定款が変わって株券を発行することになりますよね。そうしますと、株券を発行するとすれば、歌志内市の判をぱんと押して発行するのですか。私はそうならないと思っているのですよ。

私も先ほど言いましたように、もう少し、会社法を全部勉強したいと思えますけれども、たしか私の記憶では、121条だったかな、会社法の、だと思っておりますけれども、これちょっとわかりませんが、私の記憶ではそのような記憶をしているのですけれども、本当に間違いないければ問題ないです。ですけれども、私はどうしても法律上、納得がいかないのですけれども、答弁をもらっても同じだと思えますけれども、これでやめます。

どうもありがとうございました。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さんの質疑を打ち切ります。

ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回、この事業計画書、報告事項ですね、取締役会の中でいろいろ話し合われた結果、こういった形でいろいろ出されてきている数字だと思います。

そこで、四つほど聞きたいと思います。

3月の第1回の定例で、監査から指摘がありました。それに対して、ちょっと私から質疑させてもらって、答弁の中で株主総会の権限、取締役法の執行、監査役の役割などは十分になっていないと。定款、登記簿の不適切な事務処理が行われていたという答弁があったのですけれども、それらの改善は今回どのようにするのか聞きたいと思います。

2つ目、株主及び取締役の監査役の役割は不明確で十分機能していなかったということだったのですけれども、それらが赤字の原因の一つだと指摘されておりました。今回、この話し合いの中でどういうふうに改善していくのか、お聞きしたいと思います。

3つ目、これも答弁の中であったのですが、運営悪化に伴い誰が責任を持つのかという質問をさせてもらって、答弁が、株主、取締役である人たちが改善策を出さないとだめだと思っているという答弁がありました。今回、3月議会後に開かれた取締役会、3月28日に行われているのですが、こういったことも話し合われたのかお聞きしたいと思います。

4つ目、この3月の取締役会で消費税の件で話し合われていますけれども、今後どのような対応をしていくのか、どういうふうな話し合いになっていたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

---

午前11時12分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） ただいまの質問でございます。

3月の定例会の監査報告に対する部分のその後という形になろうかと思っておりますけれども、今回の議会の中で、第33号議案として定款変更の部分を含めた形で、市の議決権行使の議案を提出させていただいておりますけれども、これらも一つの監査指摘いただいた中での前のに向けた取り組みの一つというふうに御理解をいただければと思います。

それから、取締役、監査役等、機能していないのではないかとということで、これが赤字の要因になるのではないかとということでございますけれども、これらに係るしっかりとした整理ということには現状行っておりませんが、今後、定款、33号でこの定款変更ということを行ってまいりますけれども、その中で、ある意味、具体的な取締役、監査役の位置づけというものもイメージすることになりますので、そういうことで御理解いただければと思います。

それから、赤字発生、誰が責任をとることになるのかということでございますけれども、これにつきましては、当然ながら取締役全員の責任ということになろうかと思っております。

それから、消費税の関係でございますが、3月末の取締役会の中では、近隣の同様の温浴施設でどのような形で消費税を取り扱うのかということをご報告いたしまして、すぐに料金のほうに入れるという施設が当時の資料では少なかったものですから、チロルの湯につきましても、現状レストランの料金、それから売店での物販の料金につきましては消費税導入と。ただし、入館料、宿泊料につきましては、実質消費税については触れず、実質値下げという形での取り

扱いというふうに決定をしたところでございまして、今後、他の施設等の動向も見ながら、それらについては検討してまいりたいと、そういうような形になっております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 議案の33号で幾らか出てきている部分もあるのですが、ということは、今回の33号もそうなのでしょうけれども、話し合いの中で取締役会の権限が十分に今回からちゃんと発揮される体制になったと、これでこの33号でなるのかなと思うのですが、その辺ちゃんと確認したいのと、あと、今まで株主取締役の組織としてちゃんとなっていなかったということで、今まで出されていた資料というのなかなか信じがたい部分も出てくるのですよね。その中で、ちゃんとした組織をもう一回形成してやらないと、今後の赤字改善とか、そういう売り上げの向上だとかにつながっていかねばだめだと思うのですよね。もっと責任感を持ってやっていただきたいと思うのですが、その辺どうかお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） このたび、33号議案の中で振興公社の定款の変更の係に係る議決権行使ということで提案させていただいております。

この中で、定款自体が相当、会社法に基づく部分の修正もございまして、取締役等の位置づけ、監査役的位置づけというものも明記しております。それらは、今後、臨時株主総会等の中で決議されていく部分ではございまして、それぞれ役員を取締役、監査役等、それぞれ役員の権限の明確化、それから実際に赤字が膨らんでいる状況につきまして、それらの改善に向けましてそれぞれ責任感を持ってということについて、公社として検討していくことになる、このように考えております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

先ほどの原田稔朗さんの答弁の中で、理事者に一部訂正があったので、これを訂正することを許可します。

理事者答弁、平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 先ほどの原田議員への答弁の関係で、松井監査役の就任月日につきまして誤っておりましたので、おわびして訂正させていただきます。

松井さんの監査役の就任月日につきましては、4月11日に行いました臨時株主総会で就任ということでございまして、訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（山崎数彦君） 原田議員。

○5番（原田稔朗君） それであれば、それに関連して質問あるのだけれども、どうなんだろう。

○議長（山崎数彦君） 3回目終わっちゃったですね。

○5番（原田稔朗君） そういう答弁であれば、当然まだ聞きたいこといっぱいあるんだわ。3回は確かに終わりましたけれども。

○議長（山崎数彦君） ただいまの件について、理事者の答弁訂正があったので、それについ

て原田さんから再度質問がございます。

どうぞ。

○5番（原田稔朗君） 先ほども私言いましたように、4月11日であれば、当然、登記簿謄本の監査役の名前がかわっていなければならないと思うのですよ。というのは、これも会社法の915条で、会社はその事由が発生した時点から2週間以内、地元には本社がある場合は2週間、地元には本社がない場合は3週間、これを登記をしなければならないと、こうなっているのですよ。それで、私、先ほど言ったのですけれども、登記簿謄本では監査役が森脇さんと赤田さんになっていきますよと。それで、5月22日に監査をしているのだけれども、登記簿上そうになっていないけれども、何か問題が起きたときに、それこそ会社として問題が起きないのかと、こういうことを聞きたかったのですよ。だけれども、22日ということであったので、これは聞かなかつたのですけれども、今改めて聞きますけれども、これ、登記をしなかったら、2週間以内にしなければ効力を発生しないのですよ。その辺どうですか。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 私どものほうで確認している部分につきましては、登記の変更終了をもって効力が発生されるということではなくして、定時株主総会、臨時株主総会の決議をもって効力が発揮されると、そのように考えております。

○議長（山崎数彦君） 原田さんの質問を打ち切ります。

ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 確認だけなのですけれども、まず1ページ目で、利用状況の中で入館者説明されました。この中、把握できるかどうかかわからないのですけれども、この優待券を利用して入館した人というのはどのぐらいになっているのか把握できていますか。

それと、7ページの説明の中で、営業外収益の中の補助金、これが1億7,000万円何がしあるのですけれども、このうち大規模改修に1億5,000万円ぐらい使って、この残った分の中にアリーナチロル、これは10月から3月までですか、市のほうで借り受けてというふうになっているはずなのですけれども、この残った残金の中には、このアリーナチロルに負担された補助金というのがどのぐらい入っているのか、入っていないのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、この支出の中で、それぞれ歌志内市外で間に合うもののがかなりあるのですけれども、この間に合うものの中でどの程度、市内調達をしているのか、その辺がわかればお願いをいたします。

それと、先ほどの説明の中で、事業計画の1ページのほうで、カレンダーをつくってというような説明がありました。それで、その中に、8月にはアリーナで盆踊り、ないしは10月には太鼓、そのほかにもグラウンドゴルフ、サッカー大会というようなそういう計画がありますよ、イベントの計画がありますよということだったので、このカレンダーの中には、それぞれ何月何日ごろ、こういうイベントをとというような計画はもう既に盛られているのか。もう8月ですから、盆踊りの計画なんかは当然進んでいなければならないのではないかと、思うのですけれども、その辺の進捗はどうかをお尋ねしたいと思います。

それから、予算のほうの3ページですけれども、これのほうにも営業外収益で補助金2,400万円ということなのですけれども、これにもアリーナにかかる費用というのは算定されているのかどうか。先ほど、決算のほうでもお尋ねしましたけれども、支出に係る市内で賄えるやつ、これは今まで市内でとらなかったやつを、これから市内で賄えるというような格好になる

のかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） まず、1点目の入館者の中で優待券を利用されたのが何人いるかということでございますが、今現状、ちょっと把握してございません。申しわけございません。

それから、補助金ですね。7ページの収入の補助金の中に、アリーナチロールへの補助金が含まれているかということでございますが、この1億7,761万1,633円、この中にアリーナチロールの活性化補助ということで989万4,000円が含まれております。

それから、支払の関係というか、経費の関係で、市内での購買についてという御質問かと思えますけれども、食材、それから館内に設置しております飲み物等の自動販売機、これらについては市内業者の中で行っているところでございます。

次に、イベントカレンダーの関係でございますが、ちょっと作成がおくれているというところでございます。基本的には、日程が決定しているところもございませぬけれども、全ての行事に関して何月何日までという形のもの、現在まだはっきりしていない部分もございませぬ。

ただ、盆踊りの関係につきましては、これは8月10日ぐらいだったかと思えますけれども、8月10日。ほかの地域の盆踊りにちょっと先駆ける形で予定しているというふう聞いております。なお、このときに愛知県中部大学の野球部の合宿が入って、大量に入館されるということで、その方たちの歓迎という意味も含めて、この時期、少しお盆の早い時期に行いたいというふうにしてございませぬ。

それから、平成26年の予算の補助金関係でありますけれども、こちらにつきましても、アリーナチロールの部分については含まさっております、金額的には1,006万4,000円がこの2,480万円の中に入っております。

それと、先ほどと同じ質問と思えますけれども、市内での購買につきましては、これこれを市内に切りかえるというような形ものは現状考えてはおりませぬ。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 入館者の中の優待券利用者を把握していないということですが、そうすると、市のほうからその優待券利用者の分を補助するというところで予算を立てているのですけれども、その分はそうしたら市のほうに請求、ないしは市のほうから補助として入っていないということでしょうか。

それと、今、支出のほうで若干説明あったのですけれども、一番気になっている燃料費の説明がなかったのですけれども、この燃料費は市の賄いにはなっていないということなのでしょうか。

それから、8月10日あたりの盆踊りということですが、これは既に、どんな規模でどういうのというふうな準備的には進んでいるのですか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 失礼いたしました。

市のほうで交付している部分の優待券ということではなくして、チロール独自で発行している優待券の数かと思つたものですから、把握していないということになります。

それで、この件につきましては、当然ながら利用された方の部分について、入館される際に受付で把握して、その部分について市のほうにも報告は来ております。数字、ちょっと今持っていなかったものですから、あれなのですけれども。

それから燃料費の関係につきまして、多くがボイラーのA重油ということになりまして、これは市外からなのですけれども、そのほかのガソリン、灯油、これらにつきましては市内からの調達となっております。

あと、盆踊り等の準備ということですのでけれども、具体的にはこれから始めるということになってまいります。

以上です。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） まず1ページ目の社員などに関する事項というところで、これは3月31日現在のものなのですが、4月からはまた変わっているのか。あと、またパートの方の打ち合わせ、お掃除ですとか、運転手さんですとか、そういうのがわかりましたら教えてください。

次、7ページの入館料のところなのですが、これは券売機で買われたとか、回数券で買われたとかという数の内訳がわかるのでしたら教えてください。

次、32期の事業計画の中の1ページ目の宿泊のほうなのですが、値段を安くして、団体さんですとか、ビジネスのお客様をとということなのですが、どのような方法で知らせるのか、ホームページとか、ダイレクトメールとかそういうものがわかれば教えてください。

あと、最後ですね、32期の予算のほうで、こちらのほうも入館料、回数券、券売機、どのぐらいで見込みをしたのか、わかれば教えてください。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

---

午前11時49分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 最初に、社員の数の関係でございますが、4月に入りまして1名減でございます、現在16名ということでございます。なお、パートの数につきましては変更はございません。

それから、入館者の入館券、それから券売機を使った数ということでございますけれども、まず券売機を使った数につきましては5万3,866名、それから、あと回数券を利用された方が1万7,700人、そのほかに半額券だとかプレミア券だとかということもございまして、あと、朝風呂券というものもありまして、それらについて3万4,620人、合計で10万6,186人というふうになっております。

次に、事業計画の中で、ビジネス客等低廉な価格でということでございますけれども、現在、宿泊者については部屋食という形で対応しているところでございますけれども、これらを全てレストラン食に切りかえることによって、人件費的な部分で軽減化が図られるのかなということが一つございます。その他につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

また、それらの周知につきましては、チロルの湯で持っておりますホームページはもとより、館内での掲示だとか、そのほか、いろいろな観光情報誌的なものもありますので、そういった中でPRしていきたいなということでございます。

それから、今期の予算の中で、先ほど同じように回数券、券売機、これらの内訳がどうなの



かということでございますけれども、今期の予算をつくる中ではそういった形の内訳ではなくして、大人、子供の数等によって算出しておりまして、こういった回数券等の内訳についてはございません。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 本田加津子さん。

○7番（本田加津子君） じゃあ、パートさんなのですが、お掃除をされている方とか多分そんなに、あなたは掃除専門というふうにやっていないのかなとも思うのですけれども、たまに高校生のバイトの方も何人か見かけるのですが、高校生もこのパートの中には入っているのかどうか。

あと、回数券と券売機の人数、今聞きました。回数券って、多分、一度買ったら同じ方が何回も繰り返して買うのかなという気もするのですが、そういった中でチロルの湯として、年間パスポートというのですか、そんなものもつくっていくと同じお客さんが毎月20日とか来てくれると、それに伴ってお食事をしたりとかというふうにプラスアルファの何かメリットもついてくるのかなと思うのですけれども、そんなことを考えたことはあるかどうか、お聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 清掃等の中で、短期的な高校生等、夏休み、冬休み期間、本当に短い時間、期間について採用しているというか、お手伝いに来ていただいているということは、お手伝いというか採用している部分がございますけれども、この人数の中には含まさっておりません。

それから、今、御提案のありました年間パスポート、ほかの施設でもこのような形で集客を図られているということがございますので、これらにつきましては今後検討をさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 大体、今聞いていて理解したのですが、32期に向けての報告のほうなのですが、今、社員が示されましたが、売り上げを上げていくのが一番大きな鍵だと思うのですけれども、営業に関する携わっている方は何人いらっしゃるかということと、それから宿泊者を伸ばすためには、販売促進費とかその中にいろいろ入ってくると思うのですけれども、どのようなことが目玉になっているのかということと、宿泊者の中で市内の方がどれぐらい、また道内の方がどれぐらい、それから道外に向けてはどのような人数を目標としているのかということをお聞きしたいと思います。

それと、あと半額セールにおきましては、大体月にあると思うのですが、定客数というのは年間に押さえていると思うのですが、この部分もお聞きしたいと思います。この部分、よろしくをお願いします。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 売上増に向け、営業担当がこの中に何人いるのかということでございますけれども、営業に、ここに掲げている社員につきましては、フロント、それから運転手、清掃、厨房、そういった形の方たちでございまして、営業につきましては、振興公社と業務委託契約を締結しておりますティ・エスフードシステムのほうの担当の方が営業ということで御担当されていらっしゃると思います。ですから、この人数の中に営業を直接担当をして、市外を歩くだとか、そういった方はこの中には含まれておりません。

それから、宿泊の数を伸ばすためにということでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、道外からの合宿誘致ということも一つの大きな考え方でございまして、ことしも愛知県のほうから野球部が来られております。

そのほか、少年野球等アリーナを使った形で来られる、そういった団体さんもございますので、そういった団体さんをいかに宿泊に結びつけていくのかということが重要なことなのかなと、そういうふうに思っております。

それから、先ほど本田議員のほうにも御答弁させていただきましたけれども、やはりビジネスマンだとか、そういった方々をどのような形で宿泊に結びつけていくのかというのも大きな課題なのかなと、そんなふうに考えております。

また、宿泊者の市内、道内、道外、こういった内訳の数については、現状把握してございません。

それから、半額セールはどれだけの人数が定着して利用されているのかということだと思いますけれども、これにつきましても大変申しわけありませんが、把握してございません。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 営業の部分は専属の方が決まっていないというふうに、ちょっといろいろ、みんなですっていうことだったと思うのですけれども、この営業の部分というのは一番大事な部分ではないかなというふうに思います。特にこの市町村関係、いろいろな会社がございます。個人の会社、またより大きい会社、年間の行事がいろいろ決まっていますので、その部分で獲得にいくということが一番大きな部分ではないかなと思います。この部分については、誰が責任を持ってやっているのかという部分をお聞きしたいなということと、それから、また今、宿泊の部分でも人数的にははっきりしていないということなのですが、私の友人にもよくお話しするのですが、歌志内に来た、または近くに来たときにはチロルの湯とか必ず泊まってくださいねというふうにお願いしているのです。

それで、地元出身者の方は、やはりチロルの湯を使っていたきたいというロコミを、みんな市民の皆さんもしていると思うのですよね。その部分で、ネットワークといいますか、歌志内から出ていった人の、そういうふうな人たちへの手当とか、そういう部分も大事な部分ではないかなというふうに思うのです。

いろいろな意味で、何か民間の、私が勤めていた部分での手当とか、そういう部分が何か余りなされていないのではないかなという部分がありますので、その部分ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） ただいま、近隣、企業回り、企業の方をお客様としてお迎えするための努力ということだと思いますけれども、これにつきまして、誰が責任者になっているのかということですが、先ほど御説明させていただきました、現状では委託先であります有限会社ティ・エスフードさんのほうに、これらも含めてお任せしているところでございます。

それから、市外に出た方へのアプローチといいますか、そういった形が必要ではないかということでございますけれども、当然、今月末には札幌で歌志内会等あって、歌志内ゆかりの方々と触れ合うというか、お話しする機会もございますし、こういった機会をつくりながら、市外からの歌志内ゆかりの方、当然、私たち企業誘致という部分もありますので、過日も札幌のほうに出向きまして企業さんとお話しする機会もあったのですけれども、そういった中でも地元のチロルの湯、神威岳、こういった施設の御利用についてPRさせていただいているとこ

ろでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第5号は、報告済みといたします。

午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

---

午後 0時56分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

### 諮 問 第 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠188番地37。

氏名、澤田季孝。

生年月日、昭和24年2月13日。

提案理由は、人権擁護委員松田勝雄氏が平成26年9月30日をもって任期満了し、退任となるため、新たに委員として推薦しようとするものでございます。任期は3年間でございます。

次ページをお開きください。

澤田季孝氏の略歴でございます。

本籍地、歌志内市字文珠188番地37。

現住所、歌志内市字文珠188番地37。

学歴、昭和42年3月、北海道立歌志内高等学校卒業。

職歴、昭和42年7月、北海道日産自動車販売株式会社入社。

昭和43年3月、同社退社でございます。

昭和43年4月、歌志内市奉職。

平成12年4月、消防署長補佐。

平成13年4月、消防署長。

平成15年4月、消防長。

平成21年3月、歌志内市退職。

平成22年4月、歌志内市社会福祉協議会デイサービスセンター勤務。  
現在に至る。

現公職、平成22年5月、歌志内市防犯協会会長。

平成25年4月、札幌方面赤歌警察署協議会会長。

以上でございますので、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより、討論に入ります。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これより、諮問第1号について採決をいたします。  
ただいまの諮問については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。  
したがって、諮問第1号は、これに同意することに決しました。

## 議案第29号

○議長（山崎数彦君） 日程第8 議案第29号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第29号固定資産評価審査委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。  
記。

住所、歌志内市字文珠158番地45。

氏名、小川正芳。

生年月日、昭和24年10月19日。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員小川正芳氏が平成26年6月24日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。任期は3年間でございます。

次のページをお開き願います。

小川正芳氏の略歴でございます。

再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより、討論に入ります。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第29号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、これに同意することに決しました。

### 議 案 第 3 0 号

○議長（山崎数彦君） 日程第9 議案第30号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第30号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、引用する条項を改めるため、関係条文を整理しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

これは、提案理由で御説明いたしましたが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、障害者支援施設を規定していた第5条第12項が第11項に繰り上がったことから、本条例の引用条項を改めるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第30号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

### 議案第31号

○議長（山崎数彦君） 日程第10 議案第31号歌志内市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第31号歌志内市税条例等の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第34号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例等の一部を改正する条例。

第1条、歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料2ページをごらん願います。

歌志内市税条例等の一部改正に関する資料ですが、主な改正内容は、法人市民税、法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税の見直し等でございます。

第23条は、市民税の納税義務者等の規定でございますが、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定の整備をするもので、地方税法第294条に基づき、平成28年4月1日から適用するものでございます。

第33条の改正につきましては、引用条項の繰り下げに伴い条文を整理するものでございます。平成29年1月1日から適用するものでございます。

第34条の4は、法人市民税における法人税割りの税率の規定でございます。平成26年度地方税制改正により、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部が地方法人税として創設、国税化され地方交付税の原資とされます。これに伴い、法人市民税については、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることから、本市においては現行税率14.7%を12.1%に引き下げるものでございます。

地方税法第314条の4に基づき、平成26年10月1日から適用するものでございます。

第48条は、法人の市民税の申告納付の規定でございますが、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴う所要の規定の整備をするもので、地方税法第321条の8に基づき、平成28年4月1日から適用するものでございます。

第52条は、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定でございますが、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う所要の規定の整備をするもので、地方税法第327条に基づき、平成28年4月1日から適用するものでございます。

第57条及び第59条の改正につきましては、引用条項の繰り下げに伴い条文を整理するもので、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から適用するものでございます。

資料3ページをごらん願います。

第82条は、軽自動車税の税率の規定でございます。国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、平成27年度分から車種の区分に応じ、最低税率を2,000円とし、標準税率を約1.5倍、一部の軽自動車等については約1.25倍に引き上げられることから、税率を改めるものでございます。

また、本市においては、標準税率の1.2倍の税率としておりましたが、今回の見直しに合わせて税率を標準税率に引き下げるものでございます。

車種区分ごとに御説明いたします。

原動機付自転車の50cc以下のバイクでございますが、1,200円を2,000円に、90cc以下は1,400円を2,000円に、125cc以下は1,900円を2,400円に、3輪以上で50cc以下のいわゆるミニカーと呼ばれるものでございますが、3,000円を3,700円に、軽自動車の2輪は排気量250cc以下のバイクでございますが、2,800円を3,600円に、3輪は3,700円を3,900円に、4輪以上の乗用、自家用は8,600円を1万800円に、営業用は6,600円を6,900円に、貨物用自家用は4,800円を5,000円に、営業用は3,600円を3,800円に、雪上走行用は、スノーモービル等でございますが2,800円を3,600円に、小型特殊自動車の農耕作業用は1,900円を2,400円に、その他のものは主に除雪用の小型ショベル等でございますが、5,600円を5,900円に、2輪の小型自動車は総排気量が250ccを超えるバイクでございますが、4,800円を6,000円にそれぞれ標準税率の税率に改正するもので、地方税法第444条に基づき、平成27年4月1日から適用するものでございます。

ただし、3輪以上の軽自動車につきましては、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから、改正後の本則の税率を適用し、平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両は、経過措置として改正前の標準税率を適用するものでございます。

続きまして、関連いたします附則第16条の軽自動車税の税率の特例につきまして御説明いたします。

軽自動車税のグリーン化を進める観点から、最初の新規検査を13年を経過した3輪以上の軽自動車について、標準税率のおおむね20%の重課を平成28年度から導入するもので、税率を3輪につきましては4,600円、4輪以上の乗用、自家用は1万2,900円、営業用は8,200円、貨物用自家用は6,000円、営業用は4,500円とするものでございます。

これによりまして、平成14年度までに最初の新規検査を受けた4輪以上の乗用自家用の場合においては、平成27年度は7,200円でございますが、13年を経過した平成28年度は1万2,900円の重課となるものでございます。

地方税法附則第30条に基づき、平成28年4月1日から適用するものでございます。

資料4ページをごらん願います。

附則第4条の2は、公益法人等に係る市民税の課税の特例の規定でございますが、租税特別措置法の改正に伴い引用条文を整理するもので、地方税法附則第3条の2の4に基づき、平成27年1月1日から適用するものでございます。

附則第6条は、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除。附則第6条の2は、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の規定でございますが、総務省自治税務局長からの通知において、条例から削除することが望ましいとされた、単に課税標準の計算の細目を定める規定を削除するもので、平成26年4月1日から適用するものでございます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の規定でございますが、適用期限を3年間延長するもので、地方税法附則第6条に基づき、平成26年4月1日から適用するものでございます。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める場合の規定でございますが、法改正に伴い見出しの文言、引用条文を整理するとともに、公害防止用設備、ノンフロン製品に係る地域決定型地方税制特例措置による固定資産税の特例割合を定めるための条文を追加するもので、いずれも参酌基準の割合をもって規定するものでございます。地方税法附則第15条に基づき、平成26年4月1日から適用するものでございます。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございます。

耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置を受けようとする者がすべき申告を規定するための条文を追加するものでございます。地方税法附則第15条の10に基づき、平成26年4月1日から適用するものでございます。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の規定でございますが、適用期限を3年間延長するもので、地方税法附則第34条の2に基づき、平成26年4月1日から適用するものでございます。

附則第19条は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の規定でございますが、条文の規定の明確化のため規定を整備するもので、地方税法附則第35条の2に基づき、平成29年1月1日から適用するものでございます。

附則第19条の2は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の規定でございますが、条文の規定の明確化のため規定を整備するもので、地方税法附則第35条の2の2に基づき、平成29年1月1日から適用するものでございます。

附則第19条の3は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例の規定でございますが、法改正に伴う所要の規定の整備をするもので、地方税法附則第35条の3の2に基づき、平成27年1月1日から適用するものでございます。

資料5ページをごらん願います。

附則第21条は、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございますが、条文の規定の明確化及び移行一般社団法人等に係る非課税措置の廃止に伴い所要の規定の整備をするものでございます。

地方税法附則第41条に基づき、平成26年4月1日から適用するものでございます。

第21条の2の改正につきましては、引用条項の繰り上げに伴い条文を整理するものでございます。平成26年4月1日から適用するものでございます。

附則第22条、第22条の2、第23条は、東日本大震災に係る特例についての規定でございますが、総務省自治税務局長からの通知において、条例から削除することが望ましいとされたことから規定を削除し、附則第24条及び第25条の規定を繰り上げるもので、平成27年1月1日から適用するものでございます。

続きまして、第2条歌志内市税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第24号）の一部改正について御説明いたします。

附則第6条及び附則第6条の2の改正規定につきましては、第1条において削除することと規定したことから、改正規定につきましても削除するもので、平成26年4月1日から適用するものでございます。

附則第21条の2の改正規定につきましては、引用条項の繰り上げに伴い条文を整理するも



ので、平成26年4月1日から適用するものでございます。

改正条例の施行期日に関する附則第1条につきましては、附則第20条の4の改正規定の施行期日の整理に伴い改正するもので、平成26年4月1日から適用するものでございます。

改正条例の経過措置に関する附則第2条につきましては、市民税に関する経過措置の引用条文の規定を整備するもので、平成26年4月1日から適用するものでございます。

以上で、資料による説明を終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則第1条は、施行期日でございますが、これにつきましては資料で説明いたしましたので省略させていただきます。

附則第2条は市民税に関する経過措置、  
第3条は固定資産税に関する経過措置で、適用区分に関する規定でございますので説明は省略させていただきます。

附則第4条から第6条につきましては、軽自動車税に関する経過措置でございますが、これにつきましては資料で説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

**○議長（山崎数彦君）** これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

**○6番（女鹿聡君）** 市税条例の改正なのですけれども、ちょっと聞きたいと思います。

一つ目、資料の2ページ目にある34条の4、法人税のやつなのですけれども、法人市民税の均等割で対象になる企業は、歌志内ではどれくらいあるのかお聞きしたいと思います。

また、均等割を納めていても法人税割を納められない法人も出てくるのではないかなということも考えられるのですけれども、その法人の数も教えていただきたいと思います。

三つ目、この法人税率の改正によって、市の税収はどういうふうになるのか教えていただきたいと思います。

四つ目として、軽自動車税なのですけれども、軽自動車の登録台数ですね、歌志内でも登録台数が何台かお聞きしたいと思います。

五つ目に、この軽自動車税の経過措置なのですけれども、平成27年4月以降はどうするかお聞きしたいと思います。

六つ目ですけれども、原付などはこの経過措置には当てはまってはいないので、そのままこの条例が通れば、原付など乗っている人たちはそのまま増税分を払わないとだめなのか、その辺お聞きしたいと思います。

以上、六つです。

**○議長（山崎数彦君）** 理事者答弁、松井財政課長。

**○財政課長（松井敬道君）** 初めに、法人市民税の均等割でございまして、失礼しました、2番目から説明させていただきます。

法人税割の税収の減額の部分でございますが、平成26年度ベースで計算しますと、約98万9000円の減額になる見込みでございます。

あと、軽自の登録台数でございますが、26年4月の登録状況を見ますと、原付から軽4乗用まで全て入れまして992台でございます。

あと、経過措置の関係でございますが、これにつきましては、24年3月31日まで登録されたものにつきましては廃車されるまで、そのような経過措置になります。ただし、先ほど申し上げました重課の部分、13年を超えるところが適用になります。

あと、6番目の原付の部分です、こちらにつきましては、経過措置はございませんので、そ

のまま27年度から本則の税率が適用されます。

あと、一番最初の法人の均等割の部分でございますが、25年度におきましては73の法人でございます。そのうち、法人税割を確定申告で納めている法人、これが15法人でございますので、単純に差し引きますと、均等割だけの法人につきましては58法人ということになります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 軽自動車の登録台数なのですけれども、軽自動車は何台ということではわからないのですか。

○議長（山崎数彦君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 軽自動車の内訳でございますが、ちょっと項目が多いですが、50cc以下が49台、90cc以下が4台、125cc以下が9台、ミニカーはございません。小型特殊、これが46台、農耕作業用車が4台、軽2輪車、これが16台でございます。2輪の小型車、これが23台、ボートトレーラーが4台、軽4貨物の自家用、これが125台、軽4貨物の営業用が3台、軽4乗用の自家用が709台、軽4乗用の営業用はございません。

以上が、合計で992台でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 議案第31号の市税条例の一部改正に関する反対討論を行いたいと思います。

この中にあります、軽自動車税の見直しについてであります。

これは、消費税10%に引き上げを定めた消費税増税法において、自動車関係諸税の見直しが盛り込まれ、それを踏まえた13年度の与党税制大綱には、消費税10%の時点で増税に伴う販売の押し込みを緩和するために、車購入時にかかる自動車所得税を廃止し、減収財源をこの軽自動車税の増税で確保するとなっております。

また、軽自動車は、自動車全保有台数の4割を占めております。これは、女性や高齢者の保有率が高く、保有世帯の年収も400万円未満が4割を占め、過疎地域などの公共交通機関の減少地域でも保有率が高い傾向にあります。保有者の大半は、通勤や買い物などほぼ毎日使っているとされており、このように、軽自動車は所得の比較的少ない人たちが、生活や商売のために利用しているケースが多いとされており、当市においては、軽自動車の保有者に対し経過措置を行いますが、27年4月以降に購入した分からは増税が待っております。

消費税増税の上に、軽自動車税の増税は二重の弱い者いじめと言わざるを得ません。よって、このたびの条例改正には、こうした問題点を持った国の税制改正に準じたものであり、やむを得ないところもありますが、賛成しがたいので反対といたします。

○議長（山崎数彦君） 反対する議員の発言がありましたので、賛成する議員の発言を求めます。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） ただいまの議案第31号歌志内市税条例等の一部を改正する条例の制

定について、賛成の立場で討論をいたします。

この議案につきましては、デフレ脱却と経済再生、震災からの復興など、こういう観点から課税原則の見直しを行い、税負担軽減措置などのバランス、整理合理化が必要なため、地方税法あるいは地方税法施行令、地方税法施行規則等の一部を改正する法律、政令、省令が既に公布され、関係条文を整備する必要があるため、市議会にての反対討論にはそぐうものではないと考えますので、賛成をいたします。

○議長（山崎数彦君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第31号について起立による採決をいたします。

ただいまの議案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

### 議 案 第 3 2 号

○議長（山崎数彦君） 日程第11 議案第32号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第32号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例。

歌志内市火災予防条例（昭和37年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の6ページをごらん願います。

第18条は、液体燃料を使用する器具の取り扱いについての規定であり、第9号の2は、多数の者の集合する催しにおいて火災が発生した場合に初期消火が極めて重要であることから、対象火気器具等を使用する者に対して消火器の設置を義務化したものでございます。

第18条第1項第9号の2の追加に伴い、第19条の固体燃料を使用する器具、第21条の電気を熱源とする器具、第22条の使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取り扱いについての関連規定を整理したものでございます。

第52条は、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届け出についての規定であり、第9号は、多数の者の集合する催しにおいて、対象火気器具等を使用する場合は消火器の準備が必要となることから、その実施状況を事前に把握し、必要により指導することができるよう届け出を義務化したものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） ちょっとお伺ひいたします。

今の説明で、消火器の準備なのですけれども、それぞれイベントによって違うと思うのですよ。例えば、花火大会はかなり広範囲になりますし、露店であればその場所とかということになろうかと思うのですけれども、例えば消火器にしても小さいのもあるし、大きいのもあると思うのですけれども、どういう面積というのか、そのイベントによってそれぞれ違うと思うのですけれども、その辺はどのようになるのかお伺ひしたいのです。

それと、もしこの条例が通れば、やはり市民にPRしなければならぬと思うのですけれども、どのような方法でPRするのか、それをお伺ひしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） まず、消火器の設置について御説明申し上げます。

消防法では、一応、内規をつくりまして、基本的には一区画とは、屋外の場合、テント張りや半径5メートル以内の範囲をいいます。また、屋内の場合においては部屋単位を申します。その中で、一つのテントに消火器1本と。また、その使う火気によりまして、対象器具3個あれば、例えばフライヤー、焼くもの、例えば炭だとかですね、そういうものが3個あれば1個、4個から6個までで2本、それ以上7個から9個あれば3本というふうに内規を定めております。

また、消火器の単位にいたしましては、おおむね薬剤2キロ以上のものを1単位と呼んでおります。

どのように市民にお知らせをするかということですが、今後においては広報、また一般家庭査察において周知、また町内会に回覧文を回したりだとかというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 町内会とかの盆踊りだったりだとか、そういった人が集まるようなちょっとしたお祭りでも、この消火器を用意しないといけないということだと思っておりますけれども、町内会ごととかに消火器がなかった場合とかというのは、当然、町内会単位で購入して、そのときに置いておくという形になるのでしょうかね。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） まず、使用火気があるかどうかというのが問題になると思います。また、町内会においては、おおむね30人以上集まる、30人ですね、こういうものについては届け出をしてもらいます。その中で、消火器が必要であれば、消火器が必要だということで指導していきたいと思ひます。

また、例えば、町内会館に消火器ありますので、その間、町内会館を使わなければ、その日、町内会館の消火器を持ってくるとか、そういう方法もございますので、その辺は消防本部とどのような形でやったらいいかと相談してもらえれば、御相談に乗りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 消防からこの分、貸しますよとかそういうことは、消火器を何本か貸しますよとか、そういうことはないということですか。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 基本的にはございません。ただ、場合によっては安全協会の消火器もごさいますので、どうしてもという場合は、そのときは御相談していただければ検討したいと思えます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第32号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

### 議 案 第 3 3 号

○議長（山崎数彦君） 日程第12 議案第33号株式会社歌志内振興公社の株主総会における議決権の行使についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第33号株式会社歌志内振興公社の株主総会における議決権の行使について御提案申し上げます。

株式会社歌志内振興公社の株主総会において、同社の定款を別記のとおり変更することについて、賛成の議決権を行使するに当たり、歌志内市議会の議決事件に関する条例（昭和59年条例第37号）第2条第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提案理由は、株式会社歌志内振興公社において定款の変更が必要となるため、株主総会において賛成の議決権を行使することについて、条例の規定に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。

次ページをお開き願います。

株式会社歌志内振興公社定款の変更。

株式会社歌志内振興公社定款の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の8ページをごらん願います。

今回の定款変更につきましては、会社法（平成17年法律第86号）が施行されたことなどに伴い、現状定款に一定の定めがあるものとみなされている規定の新設、変更のほか、定款全般について会社法に対応した用語並びに引用条文の変更など、所要の変更を行うものでございますので、個々の説明につきましては省略させていただき、主な変更点のみ資料の改正欄の条項で御説明させていただきます。

第5条につきましては、発行する株式の総数840株を、発行可能株式総数5,840株に

変更するものでございます。

これは、平成20年の定款変更時に5,840株から840株に変更しておりますが、この際に変更した発行株式総数とは、発行可能株式総数のことであり、平成20年の時点で既に5,840株を発行済みとなっていることから、当時、この発行額を減らすということにはならなかったものであり、このたびの変更において、定款を登記簿に記載されている発行可能株式総数と同じ5,840株に変更しようとするものでございます。

第6条につきましては、平成13年の旧商法改正により、額面株式が廃止されたことに伴い、現行の規定を削除し、新たに第6条として株券を発行する旨を定めようとするものでございます。

第7条につきましては、株式の記名式の規定部分を削除するものでありますが、これは株式には記名式と無記名式がありましたが、現在、無記名式が廃止され記名式のみとなっており、定款に規定する必要がないため整備しようとするものでございます。

第9条及び第11条につきましては、文言等の整備をしようとするものでございます。

第12条につきましては、文言等の整備及び除権判決制度が廃止され、株券喪失登録制度が創設されたことに伴い、変更をしようとするものでございます。

第14条につきましては、株主名簿の閉鎖制度が廃止され、基準日制度に一本化されたことに伴い変更をしようとするものでございます。

第15条につきましては、文言等の整備をしようとするものでございます。

#### 第3章。

株主総会の第16条から第22条までにつきましては、株主総会に係る決議事項や会議招集等の規定について、新たな条項を設けるなど、より具体的な規定を定めようとするものでございます。

#### 第4章。

取締役及び取締役会の第23条から第31条までにつきましては、現行の第4章から監査役に係る規定部分を削除し、取締役の選任、解任方法や任期等及び取締役会に係る決議や会議招集等の規定について新たな条項を設けるなど、より具体的な規定を定めようとするものでございます。

なお、取締役の人数及び任期については変更ございません。

#### 第5章。

監査役の第32条から第34条につきましては、現行の第4章に規定されていた監査役に係る部分の規定を新たに本章に規定するもので、監査役の選任、退任方法や任期等を定めようとするものでございます。

なお、取締役と同様、員数及び任期については変更ございません。

#### 第6章。

計算の第35条及び第36条につきましては、会社法施行に伴い変更となった利益配当の文言を剰余金の配当等に改めるなど、文言等の整備をしようとするものでございます。

以上でございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 二、三点質疑をさせていただきます。

まず、提案理由にあります定款の変更が必要となったためということでございますけれども、大体わかるのですけれども、今さらで、どういう経過でどういう理由で変更しなければな

らないのかを、まずお伺いいたします。

それから、提案説明の中でもあったようにございますけれども、資料のほうです、第5条の発行可能株式総数を5,840株にしたという根拠を伺いたいと思います。

それから、7条でございますけれども、当会社の発行する株券は、1株券、10株券の2種類とすると。当然、発行しますと記名式だと思っておりますけれども、これは誰がどの時点で株価の金額を、金額は撤廃されておりますので、金額を定めるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それと、株式の発行でございますので、この株式の発行については、どのような方法で募集というのかな、周知というのかな、その辺をどうするかをお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 最初に、定款が今回必要な理由ということの御質問でございます。

会社法につきましては、平成18年施行されておまして、本来であれば速やかに振興公社の定款も改正、変更すべきところであったのかなというふうに思いますが、当時、定款変更につきましては、古いままの定款であっても、まだその状態でもよろしいと。会社法の施行をされたためだけで定款変更の手続をする必要はないのですよということが言われておりましたので、その辺をすぐに変更は行われなかったのかなというふうに考えております。

このたび変更した理由ということでございますけれども、やはり今回、株式の数につきましては、定款と登記簿の株式の数が合っていないと。定款上5,840株が発行可能株式総数と、そして定款においては840株が発行できる数ということで整合性が図られていなかったものですから、その辺につきましては、平成20年に定款変更をして、発行可能株式数を5,840株から840株に変更した当時も、やはりこの辺の登記をするに当たりまして、会社法の改正に伴った定款の部分の見直しがされていないということもあって、その辺が整理されなかった形になってきていたものですから、このたびその辺を整理したいと。これは、市の監査のほうからのたびたびの御指摘もあったものですから、これについてはこのたび整理したいと。

当然、そういうふうな大きな変更があった場合につきましては、株主総会における株主である市の議決権の行使という形になるわけですが、そういった形の中で、会社法に基づいた各それぞれの項目につきましても、会社法に基づく形で定款変更をすることにしたいという考え方でございます。

それから、5条の発行株式5,840に改める理由でございますが、ただいま説明のとおりでございますので、登記簿との整合性を図る必要があるということでございます。

それから、3点目の株式の発行の関係でございますけれども、このたび第6条の中で、株券の発行ということで、当会社の株式については株券を発行するという形で改正しようとしておりますけれども、現在、これは平成13年に旧商法が改正されているところでございます。

この中では、額面株式というのがございまして、当社の場合1株5万円という形で株式に記載されているところでございますけれども、この額面と無額面という部分についての部分がなくなりまして、その関係から、このたびその辺の整理を図ったということでございまして、額面の考え方が双方の改正によりましてなくなったことから、数値的な金額、1株5万円という部分について省略したと、削除したということでございます。

なお、株式、今回新たに発行されるのだろうということでございますけれども、考え方いたしましては、無発行ということで取り扱いが可能なことから、発行する予定はございませ

ん。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 何か今の答弁で、私もはっきり定款だとか、昔の定款だとか、何とかかんとかって言っていますけれども、はっきり言って、私も定款を持っていますけれども、株式第5条で当社の発行する株式の総数は840株と直っているのですよね。今、定款が直っていないようなことを言っていましたよね。

それと、先ほどの午前中の質問でも、私、ちょっと関連することを言いましたけれども、発行可能株式総数、これは登記簿謄本では5,840株になっているのですよね。これは間違いないと思います。ただ、答弁の中で、20年1月22日にわざわざ臨時会を開催して議決をした経緯があるのですよ。それで、この議決の内容は5,840株を840株に直しますよと。それから、発行済み株式の総数並びに種類及び数、これも登記簿謄本上は発行済み株式の総数は5,840株になっているのですよ、今でもなっています。ですけれども、先ほど申しましたように、これも登記簿謄本上は、当然議会で議決をしていますので、840株に直っていないわけにはいかないのですよ。

それで、午前中も言いましたけれども、会社法では、事由が発生したときから、それはそれぞれの項目によって違いますけれども、先ほど午前中言いましたように、例えば、役員の場合であれば2週間以内とか3週間以内とか、それから株式の場合は1カ月ぐらいまでに登記を直さなければならないことになっているのですよ。それが20年ですよ、今、26年です、6年も経過して、登記簿謄本が議会で議決したにもかかわらずなぜ直っていないのか。その辺が私、不思議でどうもならないのですよ。

はっきり言わせてもらおうと、当時、担当者誰かは知りませんが、やはり職務怠慢だと言われてもこれは仕方ないのではないかという、私は気がするのですよ。その辺、はっきり。今、これを定款を変更する、可決になれば当然、登記簿謄本との関係も出てくるのですよ。それで、その辺をはっきり御答弁お願いします。

それから、株券は1株、10株の2種類とすると、発行する気がないと。それであれば、何も直す必要がないのではないかという気がするのですよ。840株になっているわけだから。

それから、そう言っても、やはり今までは1株5万円ですよ。ですけれども、この定款に、7条ですか、7条にうたうからには、やはり1株幾らですよということを、どこで決めるかわかりませんよ、それで私聞いているのですけれども、誰がどこでそのように、例えば何ぼですよと決めるのか、その辺を、私、聞いているのですよ。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 平成20年のときの定款変更の時点で、発行する株式の総数が5,840から840株に減らしているということでございますけれども、この時点で既に、5,840株は発行済みとなっております。このときの解釈としましては、株式の総数、これが840に減らしておりますけれども、ここで議決をされたものは発行可能株式の総数というふうに解釈できるものですから、既に5,840を発行済みなものですから、発行済みの可能な株式の総数を840に減らすということ自体が瑕疵のある部分だったのかなということ、その辺についてちょっと確認ができたものですから、今回、登記簿のほうの数字に定款の数字を、株式の数を合わせると。もう既に発行済みであったものなのですから、それを、発行済み株式を可能なものを5,840から840に落としてしまっていたという、そういうこと



で、当然、内容が整合性取れないものですから、当時、登記のほうもできなかったと。

さらに、会社法の規定に基づく定款の細かい変更もなかったものですから、その当時、登記のほうについては変更は行えなかったという、そういったやりとりの経過が残っているところでございます。

それから、変更を議決されてから2週間以内、もしくは1カ月以内に変更登記が必要になっているのだけれども時間がたっているということでございまして、確かに変更登記を怠ったという部分でございますけれども、実態といたしまして、ここまで登記変更といいますか、登記変更に係る手続がおくれたことは事実でございますが、これらをしっかりと整備していきたいというふうに考えているところであります。

それから、株式の額面の関係でありますけれども、先ほども触れさせていただきましたが、平成13年の旧商法の改正の中で、額面株式制度というものが廃止されているということで、1株幾らということの考え方がもう既になくなっていくものですから、その額面の金額を明示するということにはならないということでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） どうもかみ合わないんだな。

そうしますと、20年1月22日に議決したのは間違いであったということになるのか。それと、さっき登記簿謄本でいいますと発行可能株式総数、それから発行済み株式の総数並びに種類及び数、こうなっているのですよね。それで、先ほどの答弁では、可能株式総数を840を5,840に直しますよと。それから、発行済み株式の総数840でなくて5,840ですよ。そうすると、午前中の資料でございますけれども、今度、この資料では資本金が840株の4,200万円になるのですよ。そうしますと、これを1,840に直した場合に、ことしはこれから直すわけですから、ことしはどうにもならないですけれども、来年からこの株式の資本金が5,840だから何ぼになるのかな、2億9,200万円に資本金がなりますよということになるのですか。その辺、もう一度お伺いします。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） まず1点目の平成20年の議決、これは当時の臨時株主総会で議決された部分で、発行可能株式総数を減らしたという部分につきましては、瑕疵のある議決、決議だというふうに判断をいたしております。既に発行済みの株式が5,840ですので、それを定款上も可能株式数を、その数をもとに戻すと、そういうような考え方でございます。

それから、資本金の部分が4,200万円、それを発行株式数で割った場合は、1,800万円云々ということになりますけれども、そういう形、株式1株当たりの価値はそういうことになりますけれども、先ほどの報告の中で出させていただきました貸借対照の純資産の部に資本剰余金ということで2億5,000万円が計上されております。この2億5,000万円と資本金であります4,200万円を合わせた2億9,200万円というものが、会社としての資本の価値ということで御理解いただければと思います。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 午前中に一番最初に質疑させてもらったときに、不適切な事務処理があつて、その改善はどういうふうに行うのかという話をした、この議案の33号で出しましたよという話だったのですけれども、ということは、これは3月の監査の指摘があつて、今回この議案が出されたと捉えてよろしいのですか。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） ただいま議員おっしゃられるとおりでございます。こういう定款の変更も含めて、これから整備すべきものは整備してまいりたいと、このように考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ということは、その3月の監査からの指摘がなかったら、そのままずっとこの議案は出てこないで、そのままずるずるといった可能性があると思われるのですよね。そういうふうに、今回この議案が出てきたということは、もうそういうふうにはならないと、指摘されたことはこの議案の中でほとんどカバーされましたよということによろしいのですか。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 先ほど申し上げましたように、この定款の変更というものは、まず最初に取り組まなければならない部分だというふうに考えて、このたびこういう形で議案のほうを出させていただきました。

そのほか、公社内部のいろいろと細かいことでいいますと、事務だとか権限だとか、そういった形のものの整備も、まだ未整備な部分がございますので、それらにつきましても順次、公社のほうの取り扱いのほうについて整備していく必要があると、そのように考えています。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） この定款が変更になって、それできちんとした根底の組織づくりというのが本当にできるのかというのがすごく心配なところであるのですけれども、その辺、最後ちゃんとできますというような話が聞ければありがたいのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 現在、チロルの湯の運営につきましては、委託会社のほうにいろいろお願いして、管理運営をお願いしている部分があります。その中で、一部お任せし過ぎているのかなというところもございます。それらにつきましては、やはり公社内部の体制をしっかりと整えてから、その辺の部分も整理する必要があるのかなと。

それで議員おっしゃられるように、やはり組織体制、取締役、監査役、これらもひっくるめて、今後整備していきたいと、整備する必要があるなど、そのように考えています。

○議長（山崎数彦君） 議員にお願いがあります。

議案第33号の、今、議案審議をしているのですが、公社の定款の変更ということの提案でありまして、以前のある意味では定款が市には不利益はなかったけれども、多少不備があった面を改めて改正をしますという内容の改正でありますので、それを審議をしているので、以前のことを多少知りたい部分がありますけれども、基本的には33号の賛否の審議をしているということで御理解いただきたいと思っております。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第33号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

---

午後 2時21分 再開

- 議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

### 議案第34号

- 議長（山崎数彦君） 日程第13 議案第34号定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

- 副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第34号定住自立圏形成協定の締結について御提案申し上げます。

滝川市及び砂川市との間において、定住自立圏形成協定を別記のとおり締結することについて、歌志内市議会の議決事件に関する条例（昭和59年条例第37号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提案理由は、国の定住自立圏構想推進要綱に基づき、中心市宣言を行った滝川市及び砂川市と定住自立圏形成協定を締結するため、条例の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

中空知5市5町は、一昨年5月の中空知広域圏理事会において、定住自立圏構想の形成に向けた勉強会を始めることについて承認し、以降、検討協議を進め、昨年10月に開催された同理事会において、5市5町で定住自立圏を推進することが確認されたところであります。

その後、本年1月15日に定住自立圏構想推進要綱に基づき、滝川、砂川両市による中心市宣言が行われ、以降、連携項目について協議してまいりましたが、このたび、中空知圏域における定住自立圏を形成するための協定内容がまとまりましたので、定住自立圏形成協定を締結するに当たり、本年3月の定例会で条例改正を行いました歌志内市議会の議決事件に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、この定住自立圏形成協定の締結につきましては、中空知5市5町とも、それぞれ6月の第2回定例会で議会の議決を求めることとしております。

前段の説明が長くなりましたが、それでは次ページの本文に参ります。

定住自立圏の形成に関する協定書。

これは、滝川市及び砂川市と歌志内市が定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏の形成に関し協定を締結しようとするものであります。

第1条は、目的を定めるものであります。

この協定は、中心市宣言を行った滝川市及び砂川市と中心市宣言に賛同した本市との間において相互に役割を分担し、連携しながら、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保、充実させるとともに、地域活性化に努め、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏

を形成することを目的とするものであります。

第2条は、基本方針であります。

第1条の目的達成のため定住自立圏を形成し、第3条に規定する政策分野の取り組みに相互に役割分担をしながら連携を図り、共同し、または補完し合うこととするものであります。

第3条は、連携する三つの政策分野及び取り組み内容並びに役割分担について規定しており、それぞれ別表として後ほど御説明いたします。

第4条は、事務執行に当たっての連携、協力及び経費負担について規定しております。

第1項では、第3条の取り組みを推進するため、事務の執行に当たっても相互に役割分担と連携、協力をしていくこと。

第2項では、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、経費を負担すること。

第3項では、取り組みに必要となる手続や人員確保及び経費の負担については、その都度、当事者間で協議の上、別に定めるとしております。

第5条は、協定の変更について規定しております。この協定を変更しようとするときは、当事者間で協議の上、あらかじめ議会の議決が必要であることを規定しております。

第6条は、協定の廃止について規定しております。この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決が必要であり、その旨の通知は書面によるものとし、議会の議決書の写しを添付することを定めたものであります。

また、通告があった日から起算して2年を経過した日に協定の効力を失うものとしております。

第7条は、疑義の解決であり、この協定に関し疑義が生じたときは、協議の上、定めるものとしております。

次に、別表をごらん願います。

第3条における連携する政策分野は、別表第1から別表第3までとし、それぞれ項目ごとに取り組み内容並びに甲及び乙の役割を規定しております。

別表第1として、生活機能の強化に係る政策分野は、一番目の医療に関しては、(1) 救急医療の維持確保対策、(2) 圏域医療体制の充実。

二番目の福祉に関しては、(1) 障害者福祉の推進、(2) 保育所広域入所事業。

三番目の教育に関しては、(1) 学校教育の充実、(2) 国際教育の充実、(3) 公の施設の相互利用の推進。

四番目の産業振興に関しては、(1) 鳥獣被害防止対策の推進、(2) 地域資源を活用した農商工・観光振興、(3) 雇用・就業支援対策の推進。

五番目の環境に関しては、(1) 廃棄物処理施設等の広域利用の推進、(2) 消費生活。

六番目の防災に関しては、(1) 広域防災体制の連携推進であり、それぞれの取り組み内容、甲乙の役割は記載のとおりであります。

別表第2として、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野は、一番目の地域公共交通に関しては、(1) 多様な公共交通の確保。

二番目の道路等の交通インフラの整備に関しては、(1) 生活幹線道路の整備。

三番目は、交流・移住促進。

四番目のICTインフラ整備に関しては、(1) 行政システムのネットワークであり、それぞれの取り組み内容、甲乙の役割は記載のとおりであります。

別表第3として、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野は、人材育成に関して(1)

職員研修及び大学を活用した人材育成であり、取り組み内容及び甲乙の役割は記載のとおりであります。

連携する政策分野や取り組み内容などは、以上のとおりであります。議会の議決が得られた場合、7月中に中心市との協定の締結を行い、その後、中心市が定住自立圏共生ビジョンを策定するために、民間や地域の関係者を構成員とする共生ビジョン懇談会を設置することとなります。

先ほど説明の別表第1から別表第3に記載の各政策分野の取り組み内容につきましては、基本的な事項であり、具体的な事業などにつきましては、この懇談会の中で検討が行われ、ビジョン原案を作成することになります。

また、パブリックコメントを実施し、意見募集を行った後、ビジョン原案を各市町に関連する部分について協議、承認を得た後、11月末までに共生ビジョンの策定をする予定としております。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今の説明を聞きながら、何点か質問したいことがございます。

この中心市となる甲と、そして乙、その役割分担、また形成することを目的とするということが今、説明されたわけでございますが、4条の第2項ですね、一番最後の部分なのですが、必要な経費が生じるときには、そういったものが生まれたときには、相互の受益の程度を勘案して、当該の経費を負担するものとするというふうな文言がございます。

その内容なのですけれども、別表の1ですと、医療では乙、すなわち歌志内ですね、役割は必要な協力とその応分の経費を負担する、これは（2）のほうにも同じものが出ています。

また、5の環境、ここには甲と乙、それぞれにその経費を負担するという内容のものが出ております。

また、別表の3ですね、人材の育成、ここには職員を合同の研修会に参加させるとともに、やはりその経費を分担するという内容の説明があったわけなのですが、これは3月の第1回定例議会、3月13日の川野議員からの質問の中で、歌志内市のスキー場のことに際して、この定住自立圏の中に産業の振興の取り組みとして取り上げるような、そんな提案がなされました。

そのときの答弁の中で、今回の定住自立圏構想の中で、今、前提となっているのは、新たな予算を発生させないということだという内容の答弁がございました。と同時に、神威岳に関しては、当然、神威岳は5市5町が経営する、あるいは新十津川などもありますけれども、将来的な運営に当たっては、市町村に対する負担金を求めるということは今のところ話しておりません。その内容の協議はされておられませんという答弁があったかと思えます。これは3月13日、今回提案された中では応分の負担がありますという答弁になっているのですが、説明になっているのですが、その短い期間内でどういう流れがあって、私はこの中では、私の理解では、そういったものがないものなのかなというふうに思っていたものですから、どういう流れがあって、今のお金が、金額が支払わなければならないということの計画になったのかということをお答え願えればと思います。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 今、言われた部分の別表の5に掲げた経費負担というのは、これまで各検討部会等でいろいろ検討してきた事項がございまして、その中で想定されるものとし

て、基本的に広域圏を形成するに当たって、現状の事業を想定して検討してまいりました。

今、実際やっている部分につきましては、先ほど言いました病院ですとか、清掃の部分でも、実際に今、負担があるものがございまして、その辺の表現としてこの辺の甲乙の負担ということで記載されております。

先ほど申しましたスキー場の関係につきましても、結局はそういう各部会等で、専門部会でいろいろ話してきておりますが、特にスキー場の関係については専門的に検討しているということではございません。

教育のほうの公の施設の相互利用の促進という部分がございまして、その中で現状皆さんが持っています社会体育施設ですとかいろいろなもの、そういうものを相互に利用しようということでの検討はしてございます。

その中で基本となるのが、維持管理ですとか運営につきましては、各自治体で行うことを検討委員会といいますか、専門部会の中では確認されているところでございます。

ただ、今後につきましては、共生ビジョンというものをつくっていくこととなります。この議案が議決された場合につきましては、7月中に、先ほども説明しましたけれども、調印式を行いまして、その後にビジョン懇談会というものを策定します。その中で、各地域の代表の方ですとか、そういう方が集まって、今ここに書かれている協定書の別表のほうについては非常に抽象的な部分でなっております。この辺に、具体的な事業についてを、このビジョン懇談会の中で検討をしていくと。そういう詳細の部分については、その中でやっていくということになりますので、その中でいろいろな議論が出てくるものと思われまます。

その中で出てきた部分で、この協定の政策分野、別表の中で抽象的な中で包含されるものであれば、そのまま中でいろいろ進んでいくと思われまますけれども、この辺に該当しないというものであれば、また次年度に向けて、いろいろこういうビジョン懇談会ですとか、そういういろいろな会の中で検討されるということになっております。

また、さらに予算がかかるというものであれば、いろいろなところの関係市町の考え方もございまして、いろいろな議論が、こういうビジョン懇談会の中でされていくと思われまます。そのビジョン懇談会が終わりましたら、最終的に5市5町の首長が集まります推進会議というものがございまして、その中でもいろいろ意見等を確認されると思われまますので、そういう段階を踏みながら、いろいろな意見に対してくみ上げまして、共生ビジョンを作成していくということになります。

○議長（山崎数彦君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私が聞いたのは、3月には、今前提となっているのは新たな予算を発生させないという答弁があったということ。これは私が、これからやろうとしていることに新たな予算はないのですよという意味で捉えていたのですよね。

今回、3カ月後に応分の負担がありますというような内容、これは甲にも乙にもあるというところ。また、全くそういうのは出ていない部分もあるのですが、ある程度、こういうことを提案するということは、中身も話されて、このぐらいの金額がかかるだろうというところから、7月中にそのビジョンを作成する、それは中心市となる市が行うのですというような答弁もありましたけれども、この甲という歌志内市は、ある程度のものがはっきりとわかってきて提案されているというふうに私は理解しているのです。

でも、今の話ですと、それもまだはっきりとされていないような雰囲気でも、そういうような形になるだろう、これからどのぐらいのお金もかかるだろうというような答弁だったかなと思うのですが、前にもらった答弁と、今出てきた提案が余りにも整合性があるのかなというふ

うな思いから質問をしているのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） ここまでの協定内規書をつくるまでの間に、こういう内容を固めるために、やはり現実的に事業的なものを話ししなければこういうものはできてきません。これの定住自立圏構想につきましては国の要綱がございまして、その順番に従ってつくっているのですが、最終的にはそういうもの、協定、こういった政策分野を協定書を交わして、まず圏域をつくと、圏域を固めるということですね。それが今回の5市5町ということでございまして、その中で細かい部分につきましては、民間ですとか地域の関係者を構成員としたビジョン懇談会をつくりなさいということになっております。

その中で、協定書に交わされた各項目についての細部に対して意見をもらいなさいと、そういう中で共生ビジョンをつくりなさいというような、そういうような形といいますか、制度設計になっているものですから、どうしても順序がちょっと逆な部分ということは疑問には持たれると思うのですが、基本的に5市5町の圏域をつくるという中の議論の中では、細かい話をしなければ、どうしても各首長さんの御意見というものを、考え方というのもまとまりませんので、そういうことを考えながら進めてきて、さらに国の要綱に従っての順番で進めてきたということの順番でございまして、3月の段階でお話ししました部分につきましては、各細目につきましては、いろいろな専門部会ですとか企画調整会議、副市長会議、いろいろなものやっております。その中で基本的な考えとして、先ほど言いました新たな予算を発生させないということの基本は、その中では確認されておりますけれども、最終的にはその共生ビジョン懇談会での意見でそれが変わっていくという部分もございまして、それが当該年度の予算の中でできれば、その中で進んでいくと思われまして、それができない、また新たな予算が発生するのであれば、次年度への繰り越しでそれもまた引き続き協議するというような形になろうかと思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 今の大体概略をお聞きいたしました。

7月に詳しい、第1回目のそういう打ち合わせ等あるというふうに、今お聞きしましたが、今の段階で歌志内市として、この構想に対して一番のメリットというものはどういうふうに、どこにあるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 一番のメリットといいますか、基本的には中心市の機能を利用しながら、今のいろいろな行政サービスですとか生活機能を利用できるというのもございしますが、これをやることによりまして、国からの財政措置ということで、特別交付税が交付されることになっております。

中心市につきましては、両市で約8,000万円ぐらい、周辺の市町につきましては1,500万円程度の特別交付税が交付されていることとなりますので、その辺が大きなものかなと考えております。

○議長（山崎数彦君） 湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） これから細かい打ち合わせに入ると思うのですが、今の段階で歌志内市としてこのように進めていきたいという、何か構想はもうでき上がっているのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） この中空知圏域という部分につきましては、ほかの圏域に比べて

かなり広域連携というのが進んでいる圏域でございます。一部事務組合ですとか広域連合が多数ございまして、かなりの広域連携が進んでおります。

この中で、また新たな広域連携というのを逆に探すのが難しいくらい進んでおりますけれども、基本的には今やっている広域連携につきましては、そのまま引き続きやっていくということを確認しておりますし、また、いろいろなこれから御意見等出てくると思いますが、その中で取り込めるものがあるのであれば、広域連携としてやっていければというように考えています。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） この協定を結んで、その協定ビジョンの懇談会があるという話なのですが、それに歌志内からどれぐらいの人が行くのかというのが聞きたいと思います。

あと、広域連合とはまた全然違う形のものだと、性質なもので、議会だとかそういったものが提携協定にはないと思うのですが、この定住自立圏構想の進捗状況など、どういうふうに提供されるのかというのが知りたいのと、あとは、一番心配なところは、この提携をして、滝川、砂川にもものがあります、歌志内でもこういったものが必要だという要望がかなりあるのに、滝川、砂川にあるからそちらを利用しましょうという話になり得るのか、その辺が心配されるのですが、その辺どういうふうになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） ビジョン懇談会の委員の関係でございますが、予定では中心市となる滝川、砂川では各5名、近隣の市町では各2名、プラス学識経験者が入るということで今のところ予定しております。オブザーバーといたしまして、そのほかに空知総合振興局ですとか、各市町の企画担当課長が出席することになっております。

それと、進捗状況についてはどのようにということでございますが、ビジョン懇談会のほうにつきましては、企画担当課長が出席いたしますので、その辺の部分については、その段階を見まして、委員会等にも報告させていただきたいと思っておりますし、協定書が締結されれば、その前後になると思っておりますが、皆さんのほうにも、市民のほうにもこういう協定があったというようなお知らせは随時していきたいと考えております。

滝川、砂川のほうに集中されるのではないかとこの部分につきましては、この辺につきましては1対1といいますか、中心市と歌志内市との協定ということになりますので、お互いそれに対してメリットがあるというものに対して進めていくということでございますので、どちらかにメリットがないものにつきましては、当然やっけないということになりますので、そういう心配はないと思います。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ビジョン懇談会のこの2名なのなのですが、これはどういう形で2名選出するのか。本当に一般市民から、全然普通のお父さん、お母さんが選出されるのか。この2名という数字が多いのか少ないのかと言われると、その人たちが懇談会に出て、きちんと物を発信するとかということになると、この2名というのはかなり少ないような気がするのです。大きい町、提携が砂川、滝川5名であれば一緒に5名、5対5で話しするだとか、そういったことも進めないといけないのではないかなと思うのですが、その辺どうかお聞きしたいのと、あと、やはりどこまで政策の分野で双方向で利益は生まれるか、生まれないかということになると思うのですが、交付税の話もさっきされていましたが、いろいろついてきます。その部分で、歌志内で必要だというものはどんどん進めていくという形で捉え



てよろしいですか。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） ビジョン懇談会の委員の部分でございますが、協定書の別表にございます各分野、医療、福祉、教育等いろいろございますが、この辺の7分野につきまして、それぞれの各市町の代表の方を希望をとって中心市が調整して決めるということになるかと思えます。

多い少ないという部分につきましては、この辺いろいろ議論があるところでございますが、先ほど言いました人数を全部足しますと、委員さんだけでやはり27名程度になってしまいます。これがまた50名とか100名とかになってしまうと、なかなか議論というものに進んでいかない。多分、この27名でも、何かを議論する部分では多いのではないかと思います、いろいろな他の圏域の部分の中身をいろいろ見させていただいて、この程度の人数でやりたいと。

また、中空知圏域5市5町ということで、やはりひとつ10という単位のものが集まりますので、どうしても人数が多くなってしまいます。ただ、いろいろな専門の分野の方が来られることになりますけれども、基本的にはその分野のことだけではなくて、圏域全体を通して、どうやったらこういう圏域がよくなるのかというような視線から、皆さんの考えを聞いていきたいというようなことで考えております。最後の部分が、ちょっと意味が。

○6番（女鹿聡君） 歌志内に双方向で話をしていて、歌志内で利益があるものであれば歌志内独自でもやっていくかという話し。

○総務課長（渡部一幸君） 基本的にはこういう定住自立圏をやったといたしましても、各市町とも基礎自治体の仕事というのは当然やっていかなければならない部分ではございますので、それは当然やっていくということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） あしたゆっくり聞こうかと思っていたのですが、今ちょうど関連して答弁してくれたので。

乙の役割の中の文面の中で、どんなことを想定しているのかなというのを、ちょっと一つ一つお尋ねしたいのですけれども。

例えば、医療の件で初期救急医療体制の維持確保に必要な協力というのはどういうことを言うのかなと思うのと、それぞれなのですけれども、保育所の広域の入所で、円滑な広域入所の取り組みというのはどういうことなのかなと。

それと、三番目の公の施設の相互利用、これは一応教育施設なんかはもう既にやっていますけれども、この辺で発生する使用料なんかの扱いはどういうふうな調整の仕方をするのかなと。

それから、ちょっと期待と不安があるのですけれども、六番目の防災、この中で各関係市町と相互応援体制を構築するというのは、これは何か消防の広域化云々もこの先にあるのかなというふうに勘ぐるというか、判断、期待もするのですけれども、その辺はどういうふうに進めようかなと思っているのか。

それから、二番目の道路交通インフラ、これなんかに生活幹線道路の整備監視というのは、例えば除雪なんかも相互してやるかとかというふうに進展するのかなどうか。今は考えていないでしょうけれども、そういうことも検討しなければならないのでしょうかという考えがあるのかなどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） この協定書の段階では、どうしても抽象的な表現になってしまいます。と申しますのは、最終的にビジョン懇談会の中で各委員さんから意見を聞きながら、そういうものをつくっていくということですので、さまざまな意見が出るということを想定しているものですから、幅広くそういうものも包含できるような表現としていることをごさいます。

基本的には、各市町担当を含めまして、今まで可能性のある方向性について網羅すべく今まで話し合ってきた結果が、この協定書のほうになっておりまして、それぞれの項目につきましては、各市町それぞれ濃淡があるものもごさいます。この部分で、ビジョン策定の中で整理しやすい方法というのは、やはり幅広く持っていないとならないということで、こういう表現になっております。

ただ、今まで検討してきた経緯もごさいますので、こういうものを想定しているのだよということで認識していただければと思いますが、最終的にはもちろんビジョン懇談会でやるのですけれども、先ほど言った医療でいきますと、もう既存の今やっている部分をベースにして今まで検討してきたものですから、今、若干説明する部分につきましても、今やっている部分の事業ですということで御理解いただきたいと思ひます。

例えば、医療の部分でいきますと、在宅当番医制運営事業ですとか、病院郡の輪番制運営事業、これも今やっている部分でございます。こういうものも広域的にこれからもやっていくというような確認をとっておりますのと、保育所につきましては、保育所の広域入所事業ということで、他の市町の入所者の方も引き受けるよというようなことを今でもやっておりますので、これも今後やっていくというようなことをあらわしております。

先ほどの防災につきましては、これにつきましては、今後こういうことを考えられるということで出してきた部分で、詳細につきましてはまだ固まっておりません。ということで、いろいろな部分でございますが、想定しているものにつきましては、今現在、動いている広域連携の事業ということで御理解いただければと思ひます。詳細につきましては、ビジョン懇談会のほうで検討していくということになります。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第34号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

### 議案第35号

○議長（山崎数彦君） 日程第14 議案第35号歌志内市過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第35号歌志内市過疎地域自立促進市町村計画の変更について御提案申し上げます。

これは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、歌志内市過疎地域自立促進市町村計画を別記のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、歌志内市過疎地域自立促進市町村計画のうち、生活環境の整備及び医療の確保に係る事業名等に変更が生じたため、本計画の一部を変更しようとするものでございます。

この計画変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が公布され、4月1日より施行されたことにより、過疎債の対象施設として一般廃棄物処理施設が追加されたこと、並びに財政上有利な過疎債を充当するため、当該事業が市町村計画に登載されている必要があることから、計画の一部を変更するものであります。

次ページの本文に参ります。

歌志内市過疎地域自立促進市町村計画の変更。

歌志内市過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、定例会資料により御説明いたしますので、資料の15ページをごらん願います。

4、生活環境の整備。

（3）計画の表の「事業名、し尿処理施設、事業内容、汚泥等受入施設建設事業負担金、事業主体、石狩川流域下水道組合」を加え、次に、6、医療の確保、（3）計画の表の「事業名、（1）診療施設、病院、事業内容、医療機器整備事業、事業主体、歌志内市」を加えるもので、これらは計画書の21ページ及び27ページの表を変更するものでございます。

以上、追加する事業につきましては、本年度実施を予定している事業で、それぞれ当初予算に計上されており、この計画変更により過疎債の起債申請など、担当所管において手続が進められることとなります。

なお、法律に基づく北海道との事前協議につきましては、5月22日付で計画変更について異議がない旨の通知を受けております。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第35号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　御異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

## 議案第36号

○議長（山崎数彦君） 日程第15 議案第36号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第36号北海道市町村総合事務組合規約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、北海道市町村総合事務組合を組織する団体のうち、新規に加入する団体及び脱退する団体が生じたことに伴い、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料16ページをごらん願います。

別表第1、石狩振興局（15）の項中「（15）」を「（16）」に改め、「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え、同表空知総合振興局（35）の項中「（35）」を「（34）」に改め、「赤平市、」を削り、同表上川総合振興局（31）の項中「（31）」を「（30）」に改め、「、上川中部消防組合」を削り、同表胆振総合振興局（13）の項中「（13）」を「（12）」に改め、「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

別表第2の1から7の項中「、赤平市」を削り、「長万部町」の次に「、鷹栖町、上川町」を加え、「、上川中部消防組合」を削り、同表9の項中「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え「、上川中部消防組合」及び「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

これは、北海道市町村総合事務組合規約を組織する団体に、道央廃棄物処理組合が加入し、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散、脱退すること。また、上川中部消防組合の解散により、鷹栖町及び上川町の消防団の単独組織が設立されることに伴う加入と、赤平市が新たに滝川地区広域消防事務組合の構成団体となることに伴う脱退のため、北海道市町村総合事務組合を組織する市町村及び一部事務組合名を列記している別表第1及び別表第2の関係箇所を整理するものであります。

本文の附則に戻ります。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第36号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

### 議案第37号

○議長（山崎数彦君） 日程第16 議案第37号平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第37号の一般会計補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第37号平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

平成26年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7万5,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

3款民生費2項老人福祉費1目老人福祉事業費20節扶助費526万4,000円の増額補正は、養護老人ホーム楽生園における夜勤体制加算及び民間施設給与費等改善費加算の取得に伴う施設入所者措置費の増であります。

次に、3項1目とも生活保護費、20節扶助費10万円の増額補正は、生活保護受給者の就労による自立促進のため、安定した職業に就労したことなどにより、保護を必要としなくなったと認められた者に対して、就労自立給付金を支給する制度が本年4月から施行されることに伴い、対象経費を計上するもので歳入と連動しております。

次に、10款教育費1項教育総務費4目奨学金貸付費21節貸付金14万4,000円の増額補正は、奨学金貸付対象額の増によるものでございます。

次に、15款1項1目とも予備費543万3,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金14節就労自立給付費負担金7万5,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置しました就労自立給付金給付事業に係るものであります。

以上で、議案第37号の一般会計補正予算の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 6ページの歳出で、奨学金貸付金の、今、説明の中で、対象額の増という説明だったのですけれども、対象者ではなくて額でいいのですか。

○議長（山崎数彦君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 奨学金につきましては、当初予算では大学生2名と高校生1名を予定しておりました。大学生につきましては月2万円、高校生につきましては8,000円でした。今回、大学生3名の予算が必要になったことから、対象人数については3名と変わりませんが、額については増額になったということでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 先ほど民生費の説明の中で526万1,000円、これを役員体制ですか、夜勤体制ですか。ちょっともう一度お願いしたいのですが。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 夜勤体制でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第37号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

## 散 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 3時13分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 梶 敏

署名議員 原 田 稔 朗